



# メルボルン日本人学校

## 入学・編入および転出・卒業に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

### 目的

本方針は、児童生徒と本校の双方のニーズを満たす効率的な入学・編入および転出・卒業の手順の提供を目的とする。

### 適用範囲

本校への入学あるいは編入を希望するすべての子どもは、できる限り混乱なく、最大限のサポートを受けながら円滑に本校の一員として受け入れられるべきである。

### 方針

- 学校に通う資格を有し、本校の施設設備で十分受け入れ・対応が可能であり、日本語の授業を理解し、日本語でコミュニケーションを取ることができるすべての子どもは、本校への入学・編入の対象となる。
- 本校に入学・編入する児童生徒は、パスポートのコピー、出生証明書などの年齢証明とビザのコピーを提出する必要がある。また、小学部に入学・編入する児童は予防接種歴証明書を提出する必要がある。
- 入学あるいは編入にあたっては、例外なく、すべての入学書類、提出書類および該当する記入用紙に記入の上、入学あるいは編入日前日までに本校に提出する必要がある。
- 校長は、編入を希望するすべての児童生徒に関して前籍校の校長に連絡を取り、編入のいきさつについての協議および適格性の確認を行うとともに、編入に関する申し送りまたは予防接種証明書(編入する場合)の提出を求め、また学業面あるいは行動面について協議を行う場合がある。校長は、前籍校への問い合わせが編入を希望する児童生徒のために行われるよう、編入日を1日延期する権限を有する。  
また、校長は転出予定の学校の校長に連絡を取り、学業面あるいは行動面について申し送りを行う場合がある。
- 本校は文部科学省の管轄する日本の学校との二重学籍に関しては、文部科学省の取り決めに従うものとする。それ以外の学校との二重学籍については認めない。
- 当該年度当初より当該年度の二学期末まで在籍し、一定の条件を満たしたと校長が判断した児童生徒で、現地校の新年度から現地校に進学する児童生徒に限り、二学期末で卒業を認定する。

### 承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会

承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。